

**令和8年度 地域共創・セクター横断型
カーボンニュートラル技術開発・実証事業
(スタートアップ企業に対する事業促進支援事業)**

よくある質問 (Q&A)

一般社団法人静岡県環境資源協会 (SERA)

1. 事業概要・目的

Q: 事業の目的を教えてください。

A: 革新的な研究開発を行う研究開発型スタートアップ企業等が行うエネルギー起源 CO₂ の排出抑制に資する開発事業等を支援することにより、新規産業の創出・成長による脱炭素社会の実現に資することを目的とします。

Q: どのような事業を支援対象としていますか？

A: 本事業では、PoC/FS 支援と小規模研究開発支援の2つの支援事業を行います。PoC/FS 支援と小規模研究開発支援の選択は、実施する事業内容・規模・事業期間等により、ご検討ください。

◆PoC/FS 支援は、国内のエネルギー起源 CO₂ 排出削減に資する技術シーズの事業化検討に必要な概念実証 (PoC) 及び実現可能性調査 (FS) を対象としています。(単年度・上限 1000 万円)

◆小規模研究開発支援は、国内のエネルギー起源 CO₂ 排出削減に資する技術シーズの事業化検討に必要な、PoC/FS より得られた成果等を前提として取組む小規模な研究開発を対象としています(最大2年度・5000万円/年度)

Q: 対象となる技術シーズはどのようなものですか？

A: 2030年温室効果ガス削減目標の達成に向けた、国内のエネルギー起源 CO₂ 排出削減に資する技術シーズが対象です。

再生可能エネルギー導入促進設備・機器、未利用資源等の新たな再エネ導入、大幅な省 CO₂・省エネルギー設備・機器、蓄電池を活用した再エネ利活用促進、再エネを使った水素・アンモニア等の製造・利用などが例として挙げられます。テーマ枠を設けず幅広く対象とします。

Q: 非エネルギー起源 CO₂ の削減技術も対象になりますか？

A: 対象になりません。

本事業は国内のエネルギー起源 CO₂ 排出量の削減に貢献する技術シーズに限ります。非エネルギー起源の CO₂ 排出量の削減、森林などの吸収源、排出した後の CO₂ の吸収に関する技術シーズ等は対象外です。

Q: 本事業で PoC/FS 支援を実施していませんが、小規模研究開発支援に応募できますか？

A: 小規模研究開発支援の応募にあたり、必ずしも本事業の PoC/FS を実施していただく必要はありません。ただし、本事業の PoC/FS 支援で得られた成果を活用して実施する小規模研究開発の場合、審査において考慮します。

Q: 小規模研究開発支援の中で PoC/FS を実施することはできますか？

A: 小規模研究開発支援では、PoC/FS は対象外です。PoC/FS の実施が必要な場合は、小規模研究開発支援ではなく、PoC/FS 支援に応募して事業を実施してください。

Q: 交付対象となる技術シーズとして「2030 年温室効果ガス削減目標の達成に向けたエネルギー起源 CO2 排出削減に資する」とありますが、2030 年までの実用化が必要ですか？

A: 2030 年までの実用化は必須ではありませんが、応募申請書に市場投入までのスケジュールに関して記載いただき、実用化に向けた方策を示していただきます。

2. 応募資格・申請者

Q: 誰に応募できますか？

A: 原則、①科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 2 条第 14 項に規定する中小企業者であって、概ね 15 年以内に創業した民間企業等、②個人または個人事業主、が申請できます。

Q: 創業 15 年を超える企業は応募できませんか？

A: 応募できません。

Q: 一般社団法人は応募できますか？

A: 応募できません。

Q: 共同事業者との応募は可能ですか？

A: 可能です。ただし、共同事業者も申請者と同様、補助金の交付申請者の要件（公募要領 p3 に記載）を満たす、スタートアップ事業者となります。

Q: 他の支援事業との重複応募はできますか？

A: 他の支援事業との重複応募はできません。

3. 補助金額・補助率

Q: 補助金の交付額、補助率を教えてください。

A: 申請する事業区分により上限金額が異なります。

◆PoC/FS 支援 上限 1,000 万円（定額補助）

◆小規模研究開発支援 上限 5,000 万円/年度（定額補助）

Q: 補助金の上限額は、単年度で 5,000 万円ですが、2 か年度実施の場合の 2 年度目も同じく 5,000 万円ですか。

A: 2 か年度で実施する場合、初年度、2 年度目とも上限金額は 5,000 万円となります。

4. 補助対象経費

Q: どのような経費が補助対象になりますか？

A: 交付規程別表第 2 及び第 3 に掲げる費用のうち、補助事業に直接必要な経費であって、当該補助事業で使用されたことを証明でき、かつ、補助事業の実施期間内に支払いが完了するものが対象です。

Q: 設備を購入して補助対象にできますか？

A: 補助対象にできます。ただし、設備を購入する場合は、応募時、実施計画書に設備名・数量を記載し、購入する理由を別途（様式は問わない）作成し併せて提出ください。

Q: 補助対象外となる経費の例を教えてください。

A: ①補助事業に直接かかわらない人件費、②補助事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の購入費・工事費、③既存施設の撤去・移設・廃棄・処分費用、④予備設備・将来使用予定の設備・部品の購入費・工事費、⑤補助事業期間外（交付決定前及び事業完了後）の支出、⑥官公庁等への申請・届出等（特許申請など）に係る経費、⑦本補助金への応募手続きに係る経費、などが補助対象外の代表例です。

Q: 交付決定前に発注・着工した経費は補助対象になりますか？

A: 対象となりません。

契約・発注・着工は補助金の交付決定日以降に行ってください。また、交付決定前の支出は補助対象外となりますのでご注意ください。

5. 審査・選定

Q: 審査の手順を教えてください。

A: ①提出された応募書類等をもとに書類審査を実施し、②審査委員会において厳正に審査・選定します。必要に応じて WEB 方式によるヒアリングを実施します。基本的な要件に適合しない応募については審査を行いません。

Q: 審査基準はどのようなものですか？

A: ①事業実施の重要性・必要性、②技術的新規性・革新性等、③事業化・普及の見込み、④事業が実現した際の CO₂ 削減効果、⑤目標設定・達成可能性、⑥事業実施基盤

(技術基盤・経理状況)の6点が審査基準です。

Q: ヒアリングはいつ実施されますか？

A: 令和8年7月下旬～8月上旬を予定しています。ヒアリングの実施日時は5営業日前までに個別に通知します。ヒアリング日時はSERAが指定し、参加いただけなかった場合は不採択となります。

Q: ヒアリングを欠席した場合はどうなりますか？

A: ヒアリング審査に参加いただけない場合は不採択となります。ヒアリング日時の変更等の対応は行えません。

Q: 審査結果に不服がある場合、異議申し立てはできますか？

A: できません。審査結果に対するご意見・お問合せには対応いたしかねます。

Q: 採択件数の上限はありますか？

A: 予算の範囲内で採択されます。

6. 応募書類・提出方法

Q: 提出はどのような方法で行いますか？

A: jGrantsを利用して申請してください。jGrantsでの申請には「G ビズ ID (gBizID プライムアカウント)」を事前に取得しておく必要があります。G ビズ ID の取得には時間を要する場合がありますため、早めにご準備ください。

Q: ファイルサイズに制限はありますか？

A: 1 ファイルの容量が 15MB を超える場合は、ファイルを複数に分割してアップロードしてください。分割した場合はファイルの総数と順序がわかるようにファイル名を表示してください(例:「02 事業実施内容 1/2」「02 事業実施内容 2/2」)。

Q: 提出後、受領確認はいつ来ますか？

A: jGrants で書類受付後、申請内容を確認した後、申請書類受領の確認メールが送信されます。3日以内に受領確認のメールが届かない場合は、「8. その他・問合せ」に記載の問合せ先にご確認ください。

7. 採択後・補助事業の実施

Q: 補助事業の実施期間はどのくらいですか？

A: ◆PoC/FS 支援： 単年度(約6か月)です。交付決定日以降(8月中旬以降を予定)に補助事業を開始し、令和9年2月末日までに完了してください。

◆小規模研究開発支援： 原則として単年度（約 6 か月）です。交付決定日以降（8 月中旬以降を予定）に補助事業を開始し、令和 9 年 2 月末日までに完了してください。ただし、単年度での実施が困難な事業については、応募時（交付申請時）に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を 2 年度以内とすることができます。なおこの場合も、令和 9 年 3 月は事業期間から除きます。

Q: 補助金はいつ支払われますか？

A: 基本的には精算払いです。完了実績報告書を提出し、内容精査後に SERA から補助金交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出し、令和 9 年 3 月末までに補助金は支払われます。

なお、資金が必要な場合は概算払いも可能です（概算払請求書及び支払い根拠書類等の提出が必要）。

Q: 事業計画を変更したい場合はどうすればよいですか？

A: 補助事業の計画に変更がある場合、または変更が生じるおそれがある場合は、必ず事前に SERA に相談し、必要な手続きを取ってください。変更完了時に判明した計画外の経費は補助対象外となる場合があるので注意してください。

Q: 他の補助事業と重複して応募できますか？

A: できません。他省庁を含む他の公募事業等において実施中の研究開発事業等と内容が類似する事業については、本事業に応募することはできません。

Q: 事業報告会への参加は必須ですか？

A: 必須です。令和 9 年 3 月中旬（予定）に開く事業報告会に参加し、補助事業について説明を行っていただく必要があります。なお、事業報告会への参加は採択条件となっていますので、ご了承いただけない場合は応募をご遠慮ください。

Q: 補助事業終了後も報告義務がありますか？

A: 補助事業完了後 5 年間、年度毎に年度の終了後 30 日以内に過去 1 年間の事業成果等について事業報告書を提出する必要があります。また、追跡評価アンケートやヒアリング等のフォローアップ調査へのご協力をお願いする場合があります。なお、フォローアップ調査への協力は採択条件となっていますので、ご了承いただけない場合は応募をご遠慮ください。

Q: 帳簿・証拠書類はいつまで保存が必要ですか？

A: 補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。

8. その他・問合せ

Q: 問合せ先を教えてください。

A: 一般社団法人静岡県環境資源協会 省 CO2 促進事業支援センター

E-mail : sector@siz-kankyou.or.jp

TEL : 054-266-4161 (平日 9:00~12:00、13:00~17:00) です。

問合せは極力電子メールをご利用ください。

メール件名には「問合せ【企業名または氏名】地域共創・セクター横断型 CN 技術開発・実証事業」のように記入してください。

Q: 応募書類の様式はどこから入手できますか？

A: SERA ウェブサイトより電子ファイルをダウンロードして作成してください。「提出書類チェックシート」もウェブサイトからダウンロードできます。